

東成区役所における随意契約(特名随意契約)結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度「おまもりネット事業」を活用した高齢者・障がい者等支援ネットワーク強化事業	その他	社会福祉法人 大阪市東成区社会福祉協議会	¥22,131,280	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙「随意契約理由書」のとおり	-
2	令和6年度東成区民センター指定管理者業務代行料(令和6年4月～令和7年3月)	その他代行	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	¥32,427,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
3	令和6年度東成区コミュニティ育成事業	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	¥5,091,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
4	令和6年度大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	¥14,255,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
5	令和6年度東成区広報紙「ひがしなりだより」編集業務	デザイン企画印刷またはデザイン	株式会社あいぼくす	¥1,984,400	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
6	令和6年度地域課題解決型東成区広報紙「ひがしなりだより」配布業務(東小橋・大成・東中本・神路・片江・宝栄地域)	その他梱包・発送	合同会社RK	¥4,422,000	令和6年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-
7	令和6年度 区内中学校の災害時避難所運営にかかる支援事業業務委託	その他	株式会社 都市空間研究所	¥2,161,060	令和6年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	-

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度「おまもりネット事業」を活用した高齢者・障がい者等支援ネットワーク強化事業

## 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市東成区社会福祉協議会

## 3 随意契約理由

本事業は、各小学校下に「地域福祉活動サポーター」を配置し、地域の最も身近な相談員として、住民や関係機関と連携しながら高齢者・障がい者等の日常的な困りごとの解決や個別の見守りを行うこと、様々な地域福祉活動や地域独自の見守り活動の取組である「おまもりネット事業」を推進することにより、地域における見守り活動の活性化を行い、総合的な支援ネットワークを強化することを目的としている。

地域を基盤として、高齢者・障がい者等支援や地域福祉活動の推進を行うものであることから、地域資源の活用・協力が不可欠であり、地域における身近な相談員である「地域福祉活動サポーター」が、福祉の専門職である「見守り支援ネットワーカー」と連携を図りながら、効率的かつ効果的な運営を行っていく必要がある。

そのため、契約の相手方には、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との中間支援機能を有するとともに、福祉分野における専門的知識やノウハウ、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（以下、「見守りネットワーク強化事業」という。）との密な連携体制が求められる。

大阪市東成区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設立され、地域福祉の推進に取組むとともに、地域住民、様々な関係団体や施設等、地域課題解決のための社会資源のプラットフォームとして、連携・協働を行ってきた経験と実績を持っている。また、見守りネットワーク強化事業を受託する法人であることから、両事業を一体的かつ最も効率的に実施する事が出来る唯一の団体であるため、同法人を契約の相手方として指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

東成区役所保健福祉課（電話番号 6977-9859）

（参考）「見守りネットワーク強化事業」について

福祉の専門職である「見守り支援ネットワーカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、「要援護者情報の整備・管理」、「孤立世帯等への専門的対応」、「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」の3業務を一体的に行い、要援護者の安心した地域生活の実現や、地域の組織化による福祉コミュニティの形成を行っていくことを目的とした事業。

当区では、大阪市東成区社会福祉協議会と福祉局長において特名随意により委託契約を締結している。

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度東成区民センター指定管理業務代行料（令和6年4月～令和7年3月）

## 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

## 3 随意契約理由

市民のコミュニティ活動の振興や地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。平成18年度より指定管理者制度を導入し、指定管理者を公募により選定していくことで、これまで以上に効果的・効率的な管理運営を行っていく目的を達成するために区役所附設会館指定管理者選定会議を開催し、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを指定期間として選定されたため。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

東成区役所市民協働課（電話番号 06-6977-9734）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度東成区コミュニティ育成事業

## 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

## 3 随意契約理由

地域における様々な活動の場や機会を充実し、区民が主体性をもって互いに支えあう自律的な地域コミュニティを育成していくことを目的とする。その目的を達成するために、事業者の発想力や技術力を活用する公募型プロポーザル方式を採用した。令和6年3月8日開催の東成区コミュニティ育成事業業務委託にかかる公募型プロポーザルの選定会議において選定された事業者と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

東成区役所 市民協働課（電話番号 06-6977-9734）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

## 2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

## 3 随意契約理由

本業務については、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題はさまざまであり、地域活動協議会からのニーズに沿ったきめの細かい支援が求められる。本業務は、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求されることから、最も適切な支援手法を提案した事業者へ業務を委託することで優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザルによる選定方法を採用した。令和6年2月9日に実施した大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託にかかる事業者選定委員会において、選定された事業者と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

市民協働課（電話番号 06-6977-9118）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度東成区広報紙「ひがしなりだより」編集業務

## 2 契約の相手方

株式会社あいぼっくす

## 3 随意契約理由

東成区広報紙「ひがしなりだより」は、毎月1日に発行している、区の重要施策やイベントなどの情報を発信する非常に重要な広報媒体である。広報紙の編集にあたっては、多岐に渡る情報を紙面に掲載しつつ、区民が親しみやすく読みやすい紙面づくりを目指している。区民アンケートによるアンケート結果でもレイアウトやデザイン性を重視してほしいという意見があがっている。そのため、単に価格のみで事業者を選定するのではなく、事業者に紙面イメージを提出してもらい「見やすさ」「読みやすさ」「高齢者や障がい者にも読みやすいデザイン性」等を評価できる公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社あいぼっくすと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

総務課 総合企画担当（電話番号 06-6977-9062）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度地域課題解決型東成区広報紙「ひがしなりだより」配布業務  
(東小橋・大成・東中本・神路・片江・宝栄地域)

## 2 契約の相手方

合同会社R K

## 3 随意契約理由

東成区では、少子・高齢化の進行、地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化に伴い、人と人とのつながりが希薄化していく一方で、地域における課題は複雑・多様化している。特に地域コミュニティ内での「声かけ」「助け合い」など自助、共助の機能が低下する中で、広報紙の配布業務を活用して、地域社会が抱える課題の解決に取り組むこととし、地域の福祉・安全性の向上をはじめ、新たな地域人材の発掘や広報紙の認知度向上など、さまざまな相乗効果をめざして、地域課題解決型の企画提案を受け契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、合同会社R Kの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、合同会社R Kと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

総務課 総合企画担当 (電話番号 06-6977-9062)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度 区内中学校の災害時避難所運営にかかる支援事業業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 都市空間研究所

## 3 随意契約理由

本事業の目的は、円滑な災害時避難所の運営能力及び自主防災組織の組織・機能の強化を図り、これをもって東成区全体の地域防災力の向上に資することである。この目的を達成する手法に一般的な統一規格がなく、民間事業者の発想力、技術力等により大きく成果が変わることから価格のみの競争に適さないため、企画提案などから総合的に評価を行う公募型プロポーザルによる選定方法を採用した。事業者選定にあたり、選定会議で参加申請事業者から提出のあった企画提案書等を選定基準に基づき審査した結果、株式会社都市空間研究所が提出した企画内容の評価点が基準を上回っており、また、結果を踏まえ内容を検討したところ、適切に本業務を履行できると判断したため上記事業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

東成区役所 市民協働課（電話番号 06-6977-9042）